

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
166	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 重点項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の内容	地方税法等の規定に則り、 市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の管理、消込・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻 ③還付手続きに伴う公金受取口座情報の照会
③対象人数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	収納消込システム	
②システムの機能	1. 賦課された情報と納付された情報を管理する。 2. 対象者の納付状況を照会する。 3. 納税義務者(納付義務者)からの申請に基づき納付書を作成する。 4. 期日までに納付されない納税義務者に対しての督促状・催告書の出力を行う。 5. 納め過ぎの納税義務者に対して過誤納処理を行う。 6. 都道府県や関係部署で使用する各種統計情報を作成する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 (	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	1. 宛名情報を照会する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム6～10

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

1. 納付情報ファイル
2. 宛名情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日 法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第24,85,100,135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日 内閣府・総務省令第五号） 第16条、第46条、第50条、第74条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会を実施する。 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日 デジタル庁・総務省令第九号 第2条の表48の項、117の項、132の項、160の項 ■情報提供は実施しない	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	収税課	
②所属長の役職名	収税課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 納付情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課された住民並びに住登外者の一部
その必要性	納付情報を把握し、滞納者に対して地方税及び保険料の滞納整理を行うために必要
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢福祉関係情報:納付義務者の調定・納付情報を正確に特定するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	収税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 (金融機関、コンビニ収納代行会社等) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻
④使用の主体	使用部署	収税課
	使用者数	<選択肢> ☐ 10人以上50人未満 ☐ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 収滞納状況の照会 ・ 納付の状況確認を行なう。 ・ 地方税等の滞納状況を正確に把握し、納付相談に活用する。 II 納付書等の返戻 ・ 返戻された督促状や催告書の住所確認を行なう。
情報の突合		
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ <選択肢> ☐ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 ☐ 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 ☐ 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)TKC
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	提供・移転別紙のとおり
①法令上の根拠	提供・移転別紙のとおり
②移転先における用途	提供・移転別紙のとおり
③移転する情報	収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	求められる度随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (TISCで保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 納付情報ファイル

更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督促告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度

2. 宛名情報ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード

○中間サーバーで保有される特定個人情報(上記と重複する項目を除く)
情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル(収納消込システム) 宛名情報ファイル(統合宛名システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞ ①収納消込システムは限られた端末のみ利用可能とし、利用できる職員を限定する。さらに、ユーザIDによる認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録する。 ②業務端末では、金融機関との口座振替データ以外、外部記録媒体からの入力ができない仕組みとする。 ③委託業者と秘密保持契約を締結する。 ＜入手した特定個人情報 that 不正確であるリスクに対する措置＞ ①複数の職員で領収済証に基づいて入手した情報を課税情報と突合し、確認する。 ②電子データで提供される収納情報は、入手後、システムで入手リストを作成し、複数の職員で確認する。 ③個人情報を訂正、更新する際の作業責任者、作業手順を明確にする。 ＜入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクに対する措置＞ ①情報の入手にあたっては、限られた窓口・職員とし、領収済証の保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止する。 ②庁内連携機能からの住基情報及び課税情報の入手については、データセンター内のサーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止する。 ③電子データで提供される収納情報は、専用回線を介して入手しており、詐取及びアクセスされることはない。 ④委託業者とは秘密保持契約を締結する。 ⑤個人情報へのアクセスや操作の失敗(障害記録)について記録を取得し分析を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムが必要とするデータベースのみアクセスできる構造になっており、その他の事務で使用するデータベースにはアクセスできないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証(又は生体認証など)を行っている。
その他の措置の内容	・操作ログの記録を行う。 ・定期的に記録を確認し、不正アクセスがないか点検している。 ・サーバOSへのログインアクセス権管理 ・クライアントOSのログインID管理 ・システムへのログインID管理
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	契約書において、個人情報保護条例をはじめとする個人情報保護に関する法令並びに関連ガイドライン等の趣旨に従うことを定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	番号法及び栃木市個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<収納消込システムのソフトウェアにおける措置> ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする特定個人情報（データセットレコード）のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ（利用者、利用端末、利用日時）を記録している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」（以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> 【消去手順】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分に行っていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	栃木市における措置 職員に対し、個人情報保護に関する研修等を実施する。 違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	栃木市役所 経営管理部収税課 住所:栃木県栃木市万町9番25号 電話:0282-21-2281
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・請求・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	栃木市役所 経営管理部収税課 住所:栃木県栃木市万町9番25号 電話:0282-21-2281
②対応方法	

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	収税課長 早乙女正美	収税課長	事後	
令和1年6月24日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	栃木市役所 理財部収税課 住所:栃木県栃木市万町9番25号 電話:0282-21-2281	栃木市役所 財務部収税課 住所:栃木県栃木市万町9番25号 電話:0282-21-2281	事後	
令和1年6月24日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①請求先	栃木市役所 理財部収税課 住所:栃木県栃木市万町9番25号 電話:0282-21-2281	栃木市役所 財務部収税課 住所:栃木県栃木市万町9番25号 電話:0282-21-2281	事後	
令和1年6月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月31日	令和1年 6月21日	事後	
令和2年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和1年 6月21日	令和2年 3月31日	事後	
令和3年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	財務部	経営管理部	事前	
令和3年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	財務部	経営管理部	事前	
令和3年4月1日	別紙	保健福祉部 生活福祉課	保健福祉部 福祉総務課	事前	
令和3年4月1日	別紙	財務部 市民税課/資産税課	経営管理部 税務課	事前	
令和3年4月1日	別紙	生活環境部 保険医療課	生活環境部 保険年金課	事前	
令和3年4月1日	別紙	保健福祉部 地域包括ケア推進課	保健福祉部 高齢介護課	事前	
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	50条第1項第11号	50条第1項第13号	事前	
令和4年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の管理、消込・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会	地方税法等の規定に則り、市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の管理、消込・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	事前	
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事前	

令和4年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	-	システム2	事後	新規項目追加
令和4年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①システム名称	-	宛名統合システム	事後	新規項目追加
令和4年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの機能	-	1. 宛名情報を照会する。	事後	新規項目追加
令和4年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③他のシステムとの接続	-	[○]庁内連携システム [○]既存の住民基本台帳システム [○]宛名システム [○]税務システム	事後	新規項目追加
令和4年4月1日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、59、68項並びに内閣府・総務省令第16条、46条第6号、50条第1項第13号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第50条	事前	
令和4年4月1日	I 基本情報 5.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]個人情報	[]個人情報	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[○]児童福祉・子育て関係情報	[]児童福祉・子育て関係情報	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.特定個人情報の入手・使用 ②入手元	[○]民間事業者()	[○]民間事業者(金融機関、コンビニ収納代行会社等)	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	①収納及び滞納状況の照会	①収滞納状況の照会 ②納付書等の返戻	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.特定個人情報の入手・使用 ③使用方法	I 収滞納状況の照会 ・ 納付の状況確認を行なう。 ・ 地方税等の滞納状況を正確に把握し、納付相談に活用する。	I 収滞納状況の照会 ・ 納付の状況確認を行なう。 ・ 地方税等の滞納状況を正確に把握し、納付相談に活用する。 II 納付書等の返戻 ・ 返戻された督促状や催告書の住所確認を	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 移転先 ④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理	庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (TISCで保管)	事前	

令和4年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	1. 納付情報ファイル 更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督催告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度 2. 宛名情報ファイル 処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード、個人番号	1. 納付情報ファイル 更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督催告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度 2. 宛名情報ファイル 処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード ○中間サーバーで保有される特定個人情報(上記と重複する項目を除く) 情報提供用個人識別符号、団体内統合宛番号、情報提供等の記録等	事前	
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) . 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜収納済システムのプロドウェアにおける措置＞①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。②副本登録、情報提供機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。③システムが管理対象とする特定個人情報(データセットレコード)のみを副本登録、情報提供可能とするよう制御している。④システムへのログイン、ログアウト、副本登録、情報提供を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報	事前	
令和4年4月1日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月31日	令和4年3月1日	事前	
令和4年4月1日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月31日	令和4年3月1日	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	文言追加	③還付手続きに伴う公金受取口座情報の照会	事前	
令和5年3月31日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	文言追加	101項	事前	

令和5年3月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	文言追加	121の項	事前	
令和5年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事前	
令和6年3月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94,101項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94,101項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条、第74条	事前	

令和7年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	市県民税	市県民税・森林環境税	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68,94,101項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条、第46条、第50条、第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日 法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第24,85,100,135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日 内閣府・総務省令第五号） 第16条、第46条、第50条、第74条	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会を実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二（27の項、82の項、94の項、116の項、121の項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号） ■情報提供は実施しない	■情報照会を実施する。 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日 デジタル庁・総務省令第九号 第2条の表48の項、117の項、132の項、160の項 ■情報提供は実施しない	事前	
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	別表第一の左欄に掲げる者（別紙のとおり）	提供・移転別紙のとおり	事前	
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	番号法第9条別表（別紙のとおり）	提供・移転別紙のとおり	事前	
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	別表第一の右欄に掲げる事務（別紙のとおり）	提供・移転別紙のとおり	事前	
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転別表 ①法令上の根拠	－	番号法改正に伴う修正	事前	
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	－	＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和7年4月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 10. その他のリスク対策	－	＜ガバメントクラウドにおける措置＞を追記	事前	
令和7年4月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年3月1日	令和7年3月1日	事前	